

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-509004(P2005-509004A)

【公表日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2003-543600(P2003-543600)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 K 31/223 (2006.01)

A 6 1 P 1/00 (2006.01)

A 6 1 P 7/00 (2006.01)

A 6 1 P 7/02 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

A 6 1 P 9/12 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 P 11/06 (2006.01)

A 6 1 P 21/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/22 (2006.01)

A 6 1 P 25/24 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/198

A 6 1 K 31/223

A 6 1 P 1/00

A 6 1 P 7/00

A 6 1 P 7/02

A 6 1 P 9/00

A 6 1 P 9/10

A 6 1 P 9/12

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 11/06

A 6 1 P 21/00

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/24

A 6 1 K 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

再狭窄の急性血栓性合併症もしくは血小板塞栓症または他の血栓塞栓性事象以外の、平滑筋の収縮もしくは増殖を含む脈管構造の疾患または平滑筋の収縮もしくは増殖を含む他の病理学的状態を有するか、あるいはその危険性のある患者の、予防または処置のための組成物であって、該組成物は、平均動脈血圧または肺動脈圧を10%より多く急性的に低下させるのに不十分な治療有効量で、平均動脈血圧または肺動脈圧を10%より多く急性的に低下させ得るNOドナーを含有する、組成物。

【請求項 2】

前記疾患または状態が、急性冠状動脈痙攣、アングイナおよび肺高血圧症からなる群より選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 3】

前記疾患または状態が、喘息またはCOPDであり、そして前記NOドナーについての用量が、FEV1を10%以上上昇させるのには不十分である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 4】

前記疾患または状態が、直腸痙攣であり、そして前記NOドナーについての用量が、消化管平滑筋の緊張を10%より多く低下させるのには不十分である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 5】

前記疾患または状態が、食道痙攣であり、そして前記NOドナーについての用量が、食道平滑筋の緊張を10%より多く低下させるのには不十分である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 6】

前記疾患または状態が、幽門狭窄であり、そして前記NOドナーについての用量が、幽門を10%より多く拡張させるのには不十分である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 7】

前記疾患または状態が発作である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 8】

前記疾患または状態が全身的高血圧症である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物が、平滑筋の収縮または増殖を含む病理学的状態の危険性のある患者に予防的に与えられる、請求項1に記載の組成物。

【請求項 10】

シス테인残基を有するレセプターまたは他のシス테인含有タンパク質に関連する疾患を有するかまたはその危険性がある患者の、予防または処置のための組成物であって、該シス테인残基を有するレセプターまたは他のシス테인含有タンパク質は、その機能を阻害するようにNOドナーによって改変され、該組成物は、平均動脈血圧または肺動脈圧を10%より多く急性的に低下させるのに不十分な治療有効量で、平均動脈血圧または肺動脈圧を10%より多く急性的に低下させ得るNOドナーを含有する、組成物。

【請求項 11】

前記レセプターがセロトニンレセプターである、請求項10に記載の組成物。

【請求項 12】

前記疾患が鬱病である、請求項11に記載の組成物。

【請求項 13】

前記疾患がストレスおよび/または不安である、請求項11に記載の組成物。

【請求項 14】

前記疾患がアテローム硬化症である、請求項11に記載の組成物。

【請求項 15】

前記レセプターが、アドレナリン作用性レセプターである、請求項10に記載の組成物。

【請求項 16】

前記疾患が、全身的高血圧症または肺高血圧症である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 17】

前記疾患が、冠状動脈疾患である、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 18】

前記レセプターが、赤血球細胞膜レセプターである、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 19】

前記 NO ドナーが、赤血球中の S - ニトロシレート膜レセプターに対して一定量で含有される、請求項 18 に記載の組成物。

【請求項 20】

前記 NO ドナーが、赤血球が血管収縮を引き起こすことを予防するためであり、かつ心臓発作、発作、肺高血圧症および全身的高血圧症の、関連する危険性を低減する、請求項 19 に記載の組成物。

【請求項 21】

前記 NO ドナーが、虚血障害、鎌状赤血球症またはサラセミアに対して予防するか、あるいはこれらを処置するためのものである、請求項 18 に記載の組成物。

【請求項 22】

NO ドナーを必要とする患者および血圧上昇を処置するための組成物であって、該組成物は、治療有効量の NO ドナーを含有し、そして該患者の動脈に直接投与するように処方される、組成物。

【請求項 23】

心臓血管症候群を有するかまたは心臓血管症候群の危険性のある患者の予防または処置のための組成物であって、該組成物は、平均動脈血圧または肺動脈圧を 10% より多く急性的に低下させるのには不十分な、治療有効量のチオールを含有する、組成物。

【請求項 24】

前記 NO ドナーが：

a) S - ニトロソ化合物、O - ニトロソ化合物、C - ニトロソ化合物、N - ニトロソ化合物、またはこれらのニトロ誘導体；あるいは

b) 金属 NO 複合体、

である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 25】

前記 NO ドナーが、S - ニトロソグルタチオン、S - ニトロソ - N - アセチルペニシラミン、S - ニトロソ - システインおよびそのエチルエステル、S - ニトロソシステイニルグリシン、S - ニトロソ - -メチル - L - ホモシステイン、S - ニトロソ - L - ホモシステイン、S - ニトロソ - -チオ - L - ロイシン、S - ニトロソ - -チオ - L - ロイシン、S - ニトロソアルブミン、ニトロプルシッドナトリウム（ニプライド）、亜硝酸エチル、ニトログリセリン、モルシドミンである S1N1、フロキサミン、N - ヒドロキシ（N - ニトロソアミン）および NO または疎水性 NO ドナーで飽和されたパーフルオロカーボンからなる群より選択される、請求項 1 に記載の組成物。